

VII 運輸安全マネジメント

1. 運輸安全マネジメントの概要
2. 輸送の安全に関する公表
3. 運輸安全マネジメントの実施に当たっての手引き

1 運輸安全マネジメントの概要

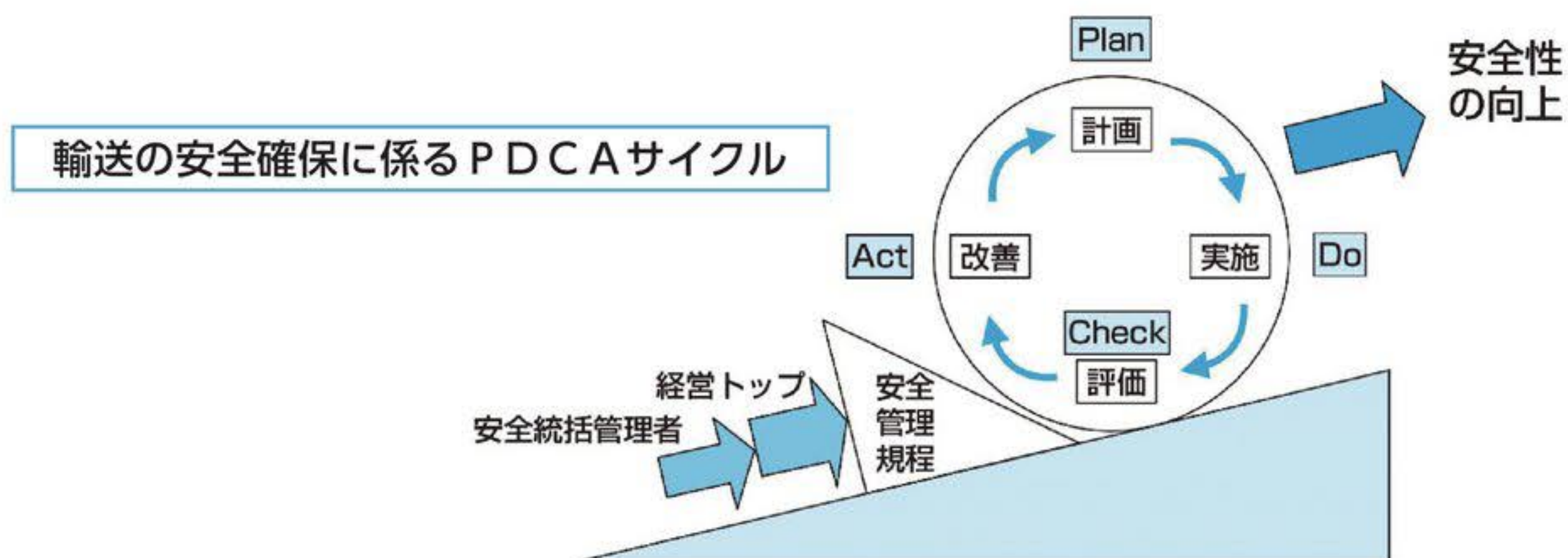
〈ポイント〉

- 1 運輸安全マネジメントとは、PDCAサイクルを継続的に繰り返すことによって、輸送の安全確保を図るものである。
- 2 運輸安全マネジメントは、日々実施している運行管理とは異なるものである。
- 3 運輸安全マネジメント評価に当たっては、新たな取り扱いが定められた。
- 4 事業者は、運輸安全マネジメントの実施の徹底と輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない

(1) PDCAサイクルについて

運輸安全マネジメントは、

- ①「Plan (計画)……安全性の向上のための計画を作成する」
- ②「Do (実施)……計画に基づく安全対策を実施する」
- ③「Check (監視)……実施したことによる効果を評価する」
- ④「Act (改善)……改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する」という定められた手順を、経営トップや安全統括管理者のリーダーシップのもと、継続的に繰り返すことにより、安全マネジメントの態勢が段階的に向上し、事業所内の安全文化が構築され、定着し、関係法令等の遵守と安全最優先の原則が徹底されてきます。



(2) 運行管理と運輸安全マネジメントの相違について

運行管理は、事業者及び運行管理者が、法令等で定められた事項をきちんと実施することにより、安全を確保するものです。それに対し運輸安全マネジメントは、経営トップが「輸送の安全が最も重要である」ことを基本に事故防止のための方針を策定し、全従業員に周知することから始まり、方針に沿った目標及び実施計画を作成し実施するとともに、常に状況をチェックし、改善すべき事項があれば直ちに是正するといった、事業者自らが安全性向上のために絶えず改善を図るものです。

2 輸送の安全に関する公表

| 対象項目 | 200両以上の事業者 | 200両未満の事業者 | 公表期限 |
|--|------------|------------|----------------|
| 輸送の安全に関する基本的な方針 | 公表義務あり | 公表義務あり | 毎事業年度終了後100日以内 |
| 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 | | | |
| 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数) | | | |
| 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 | | 公表義務なし | |
| 輸送の安全に関する重点施策 | | | |
| 輸送の安全に関する計画 | | | |
| 事故、災害等に関する報告連絡体制 | | | |
| 輸送の安全に関する教育及び研修の計画 | | | |
| 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容 | | | |
| 輸送の安全に関する予算等の実績額 | | | |
| 安全統括管理者、安全管理規程 | 公表義務あり | 公表義務あり | 延滞なく |
| 処分内容、講じた措置等 | | | |

※平成18年10月1日以降、最初の事業年度経過後における公表においては、平成18年10月1日以降の情報が含まれている必要があります。

3 安全マネジメントの実施に当たっての手引き(中小規模事業者用)

はじめに、陸海空の交通機関の重大な事故を受けて、平成18年度に道路運送法及び貨物自動車運送事業法の改正により、自動車運送事業者は輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないという責務規定が追加されたところです。

輸送の安全を確保するために、次のような経営トップ主導による新たな仕組み(安全マネジメント)が必要になります。

(1) 社長等の責務に関する事項

- ① 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有すること。
- ② 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。
- ③ P D C Aのサイクルにより継続的に輸送の安全性の向上を図ること等、経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び監理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行うこと。

※経営トップとは、社長又は実質的な経営権を持っている者をいう。

(2) 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員の輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- ② 安全マネジメントを確実に実施し全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上を図る。
- ③ 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

(3) 輸送の安全に関する目標の設定及び計画の作成

- ① 事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事業者が達成したい成果として、目標を設定するものとする。例えば、以下のような指標を用いて目標を設定する。

ア. 事故件数

イ. 輸送の安全に関する投資額

※具体的な目標の設定に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 目標年次を設定するとともに数字の設定等具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的に検証できるものとする。

(例)〇〇年度 人身事故 ゼロ

物損事故 対前年度比 〇%減

- ・ 運転者等現場の声を汲み上げる等、現場を踏まえた改善効果の高いものとする。
- ・ 社員がイメージし易く、輸送の安全性の向上に対する意識の向上に資するものとする。
- ・ 目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、より高い目標を設定すること。

- ② 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、また、自社の人材、車両、事故の状況、現場の声や過去の計画の実施状況等を勘案し、現状の問題点を把握すること等により、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

(例)・運転者に対する輸送の安全に関する教育の実施

・ドライブレコーダー等安全性に配慮した車両等の導入

・輸送の安全推進に係る行事等できるだけ具体的に記載する

(4) 輸送の安全に関する計画の実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画を着実に実施する。なお、実施に当たっては、お互いの顔が見え易い等各事業所の有利な点を活かして、情報の共有の方法や研修の方法を工夫する等により輸送の安全の確保を図る。

(5) 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

- ① 事業者は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関して、運転者等による営業所内における意見交換等により双方向の意思疎通を十分に行い、ヒヤリハット情報等について、適時適切に社内において伝達され、共有する。
- ② 事業者は、伝達した者に対してマイナス評価を行わない等の環境を整えることにより、現場の社員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようになるものとする。

(6) 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

事業者は、事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制及び指揮命令系を定め、日時、天候、発生場所、事故の種類、事故原因、事故当時の状況等事故や災害等に関する報告が速やかに社内において伝達されるとともに、重大な事故、災害に備え、適切かつ柔軟に措置を講じることができるようにしておくものとする。

(7) 輸送の安全に関する教育及び研修

- ① 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、運転者等の年齢、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設を活用すること等により、必要となる人材育成のための教育及び研修を着実に実施する。
- ② 安全マネジメントが効果的に運用されるよう安全マネジメントに係る要因に対する教育及び研修を行う。
- ③ 教育及び研修については、点呼等の機会を捉えて十分なコミュニケーションを取り、意思疎通を図るとともに、運転者の特性や運行実態等運転者からの安全対策の提案を踏まえた教育及び研修を行うよう留意するものとする。

(8) 安全に関するチェック・業務の改善に関する事項

- ① 事業者は、安全マネジメントの実施状況等について、少なくとも一年に一回以上、輸送の安全に関するチェックを行う。重大な事故、災害等が発生した場合等には、緊急にチェックを行う。
- ② 事業者は、前記(7)項のチェックの結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- ③ 事業者は、悪質な法令違反等により重大事故を起こしたような場合においては安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための対策を講じる。

(9) 情報公開等に関する事項

- ① 事業者は、
 - ア．輸送の安全に関する基本的な方針
 - イ．輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ウ．自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)について、本社及び全営業所における掲示等により、毎年度、外部に対し公表する。
- ② 事業者は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(10) 輸送の安全に関する記録の管理等

事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策及びチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する。

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

2020年度(2020.4.1～2021.3.31)

◎わが社の事故防止のための安全方針

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

◎安全方針に基づく目標 2020年度の安全目標

- ・「人身事故ゼロを貫徹しよう」
- ・「重大事故ゼロを貫徹しよう」

◎目標達成のための計画 2020年度の安全計画

- ・安全教育計画
- ・命の重みについて勉強会開催を計画する。
- ・安全運転講習会の受講を計画する。

◎わが社の安全に関する目標達成状況

| | 目標 | 結果 | 目標達成状況 |
|--------|------|----|--------|
| 2019年度 | 人身事故 | 0件 | 目標達成 |
| | 重大事故 | 0件 | 目標達成 |

自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

◎わが社の事故に関する情報

2019年度 ・重大事故 0件 ・軽微事故 0件

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

| | | | |
|-----|-----------------------|------|-------|
| 会社名 | 仙台市若林区〇〇町〇番〇号 (株)〇〇運送 | 代表者名 | 宮城 太郎 |
|-----|-----------------------|------|-------|